

## 川口駅東口指定喫煙所の移設について(案)

### 1 現状

- ・ 川口市路上喫煙の防止等に関する条例の規定に基づき、指定した路上喫煙禁止地区の実効性を確保するため、川口駅東口には、キュポ・ラ広場北側と駐輪場東側の2ヶ所に指定した喫煙所（指定喫煙所）を設置している。

### 2 移設する理由

- ・ 川口駅東口駅前広場の改修工事に伴い、通行の支障となるため移設するもの。

### 3 廃止手続きのスケジュール(案)

- ・ 指定喫煙場所の移設により、禁止地区の範囲の変更を行う。
  - ・ 平成31年3月 1日 指定喫煙場所の移転のお知らせ  
(指定喫煙場所とホームページ)
  - ・ 平成31年3月14日 川口市廃棄物対策審議会の意見聴取
  - ・ 平成31年3月15日以降 既存指定喫煙場所の閉鎖、撤去
  - ・ 平成31年3月18日 指定喫煙場所の変更の告示
  - ・ 平成31年4月中旬頃 新規指定喫煙場所の供用開始

## 川口駅東口 指定喫煙所と移設イメージ



移設前指定喫煙所



現状と移設予定場所



移設先の空間イメージ



## 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正について

### 1 改正の趣旨

事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら処理し、若しくは許可業者に処理を委託する義務、若しくは事業系一般廃棄物の保管場所を設置する義務に違反した事業者又は市長が求めた必要な報告をしない事業者、若しくは市の職員による立入検査に応じない事業者に対し、過料等を設けることにより、市の調査権と指導権を強化し、事業系一般廃棄物の適正な処理の促進と公衆衛生の向上を図るため、条例の一部を改正しました。

### 2 改正の内容

ア 市長は、事業系一般廃棄物の処理等に関し、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1) 第 5 3 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第 5 4 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

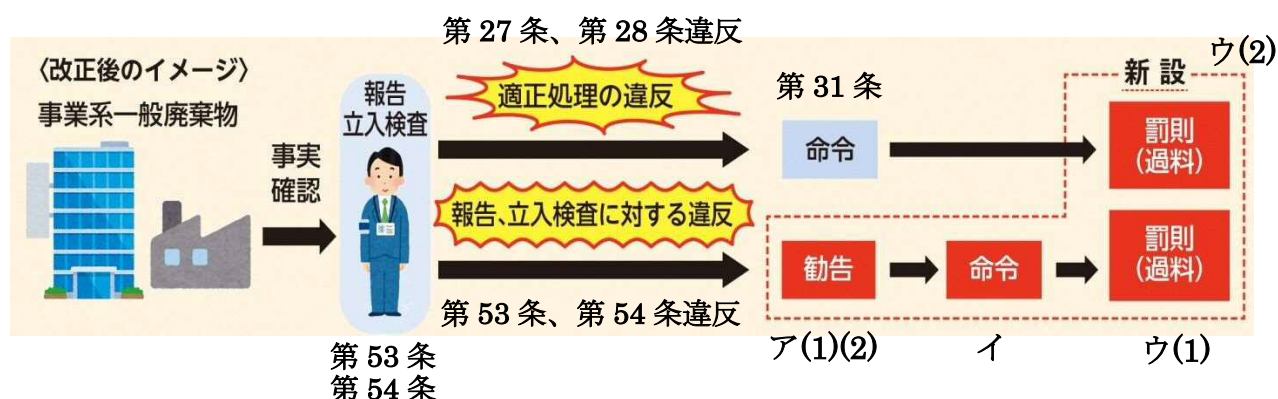
イ 市長は、上記アの勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

ウ 報告徴収や立入検査の結果、次の各号のいずれかに該当する者は、50,000 円以下の過料に処する。

(1) 上記イの命令に違反した者

(2) 条例で定める事業系一般廃棄物の処理等に違反していることが判明した場合の命令に従わない者

### 3 改正後のイメージ



#### 4 施行期日等

- ・平成30年12月市議会定例会で可決
- ・平成31年4月1日施行

#### 5 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p><u>第8章 雑則 (第51条—第56条)</u></p> <p><u>第9章 罰則 (第57条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>(勧告及び措置命令)</u></p> <p><u>第30条の2 市長は、第27条第1項若しくは第2項又は第28条第1項前段の規定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</u></p> <p><u>(1) 第53条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u></p> <p><u>(2) 第54条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>第9章 罰則</p> <p><u>第57条  次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。</u></p> <p><u>(1) 第30条の2第2項の規定による命令に違反した者</u></p> <p><u>(2) 第31条の規定による命令に違反した者</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p><u>第8章 雑則 (第51条—第56条)</u></p> <p>附則</p>

## 6 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【抜粋】

(事業系一般廃棄物の処理)

**第27条** 事業者は、第7条の規定により定められた計画に従い、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、第21条第3項に規定する規則で定める基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物等の保管場所)

**第28条** 規則で定める事業者は、その建物又は敷地内に再生利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(勧告及び措置命令)

**第30条の2** 市長は、第27条第1項若しくは第2項又は第28条第1項前段の規定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1) 第53条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第54条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

**第31条** 市長は、事業者が第27条第1項若しくは第2項又は第28条第1項前段の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

(報告の徴収)

**第53条** 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

**第54条** 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、

その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

## 第9章 罰則

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第30条の2第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第31条の規定による命令に違反した者

## 川口市一般廃棄物処理基本計画の策定スケジュールについて

### 1 一般廃棄物処理基本計画について

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理および清掃に関する法律の第6条第1項の規定に基づき、市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための指針として策定するもの。

この計画は、15年間の長期計画として、概ね5年ごとに改訂するとともに、取り組みを推進する上で、諸条件に大きな変化があった場合には、随時見直しをすることが適当とされている。

川口市一般廃棄物処理計画は、前回平成25年3月に改訂しており、5年以上経過しているが、その間、中核市への移行などがあったことから、31年度に改訂する予定である。

### 2 スケジュールについて

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受託事業者決定		○										
計画案作成			○	○	○	○	○					
計画修正案作成							○	○				
計画最終案作成										○	○	
パブリックコメント									○			
計画完成												○
廃棄物対策審議会				○	○		○	○			○	



## 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」 の回収が終了します。

### 1 みんなのメダルプロジェクト概要

(公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、使用済み小型家電由来の貴金属(金・銀・銅など)を用いて、東京オリンピック・パラリンピックのメダルを作成するプロジェクト。

小型家電とは

家庭で使用する電子機械機器(パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、音響・映像機器など)

### 2 本市の取り組みと回収実績

#### (1) 回収ボックスによる回収

- ①開始日 平成29年12月4日
- ②対象品目 携帯電話のみ
- ③設置場所 14施設  
本庁舎、鳩ヶ谷庁舎、リサイクルプラザ、各支所(5支所)、各図書館(6館)
- ④回収実績 1,365台(平成29年12月～平成31年2月)

#### (2) ピックアップによる回収

- ①開始日 平成30年1月
- ②対象品目 小型家電全般
- ③回収方法 家庭から排出された金属類及び粗大ごみの中から、ピックアップにより回収
- ④回収実績 430,600kg(平成30年1月～平成31年1月)

#### (3) 国の認定事業者による宅配便回収

- ①開始日 平成29年4月
- ②対象品目 小型家電全般
- ③回収方法 自宅から宅配便により回収
- ④回収実績

回収件数 (件)	パソコン		携帯電話		その他 小型家電 (kg)	合計重量 (kg)
	台数	kg	台数	kg		
1,395件	1,744台	8,213.0kg	662台	79.3kg	9,487.4kg	17,779.7kg

(平成29年4月～平成30年12月)

### 3 メダルプロジェクト進捗状況(平成30年10月時点)

種類	確保済み金属量 A	最終的な納入量目標 B	A/B
金	28.4kg	30.3kg	93.7%
銀	3,500kg	4,100kg	85.4%
銅	2,700kg	2,700kg	100%

参加自治体数 1,594自治体

参加自治体回収量 約47,488t

川口市回収量 約448t